

◎新潟県告示第1325号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年9月19日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小国谷(1)地区	新発田市小国谷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小国谷川地区	新発田市小国谷	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
福沢(2)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
家ノ前地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(3)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(4)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笹巻(5)地区	三条市笹巻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山沢地区	三条市笹巻	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）